

報告事項2

平成23年4月16日以降における教職員の懲戒処分の状況について

平成23年4月16日以降における教職員の懲戒処分の状況について、報告する。

平成23年8月26日

<参考>

[趣旨]

平成23年4月16日以降において、教育長が専決した教職員の懲戒処分の状況について、委員会に報告する件。

[根拠規定]

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第7条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

平成23年度1学期における懲戒処分の状況について

1. 報告期間

平成23年4月16日～平成23年8月26日

2. 概要（資料参照）

○件数は、昨年度同期に比べやや増加

22年度：7件 → 23年度：11件

○一般サービス関係

・生徒への体罰に関する事案は昨年同期比で減少

体罰 22年度：5件 → 23年度：0件

・市立中学校教諭によるセクハラ事案が発生

◆部活動指導における男子生徒へのセクハラ事案

（市立中学校：男性教諭（32歳採用10年目））『停職4月』

部活動の練習中に男子生徒の股間を触るなど複数の男子生徒に対してセクハラ行為を行った

○公金公物関係

・市立中学校教諭による学校徴収金等の私的流用事案が発生

◆学校徴収金及び親睦会費の私的流用（市立中学校：52歳教諭）『懲戒免職』

会計担当をしていた親睦会の会費を自らの生活費などに費消し、さらに生徒に返還すべき学校徴収金を親睦会費の残金に充てる私的流用を行った

・監査委員事務局の監査により発覚した府立高等学校教諭による通勤手当の不正受給事案を含め手当の不正受給事案が3件発生

○公務外非行

・公務外非行は刑事事件化する重大な非行事案が複数発生

◆盗撮（市立小学校：31歳採用2年目）『懲戒免職』

勤務校とは別の小学校のトイレで女子児童を盗撮

◆占有離脱物横領（府立支援学校：27歳講師）『停職1月20日』（任期満了まで）

帰宅途中にパチンコ店の駐輪場に放置されていた他人の自転車を横領

3. 府教委の取り組み

○夏季休業期間開始前に綱紀保持全般に関する通達を发出

◆平成23年7月13日付け教委職人第1682号

・平成22年12月から平成23年6月までの懲戒処分例を示し、再発防止の注意喚起

・個人情報紛失、体罰、セクハラなどの発生防止を指示

○平成22年度の監査委員事務局の監査において、通勤手当の不正受給や杜撰な出勤簿管理などについて多数の学校が指摘を受けたことから、新任校長、教頭及び事務長研修においてサービス管理の徹底を指示するとともに、府教委事務局が実施する学校査察において調査項目の充実などを図った

◆「出勤簿管理について（通知）」（平成23年5月24日付け教委職人第1327号）

・出勤簿の処理要領を示し、出勤簿の点検・手入れと休暇休業等の手続きを怠ることなく日々行うよう指示

■平成23年度 懲戒処分の内訳(校種別) (4月16日～8月26日)

(単位:人)

参考資料

年度	免職		停職		減給		戒告		合計	
	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22
高校		1		1	2	1	3		5	3
中学校	1		1		2	2		1	4	3
小学校	1					1			1	1
支援学校			1						1	0
合計	2	1	2	1	4	4	3	1	11	7

(単位:人)

年度	一般服務関係				公金公物関係				公務外非行関係				管理監督責任 (自らも引率中に飲酒)		合計				
	体罰	生徒・同僚へのセクハラ	職務命令違反	学校徴収金等の私的流用	手当の不正受給	盗撮	占有離脱物横領	公然わいせつ	迷惑防止条例違反	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22		
高校		1	1		2			2					1		1		5	3	
中学校		3	1			1		1								1		4	3
小学校		1							1									1	1
支援学校											1							1	0
合計	0	5	2	0	2	0	1	0	3	0	1	0	0	1	0	1	0	11	7

■行為態様別懲戒処分件数比較(4月16日～8月26日)

(単位:人)

種別	免職		停職		減給		戒告	
	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22
一般服務関係	体罰					4		1
	生徒・同僚へのセクハラ			1				1
	職務命令違反							2
公金公物関係	学校徴収金等の私的流用	1						
	手当の不正受給					3		
公務外非行関係	盗撮	1						
	占有離脱物横領			1				
	公然わいせつ		1					
	迷惑防止条例違反				1			
管理監督関係	管理監督責任 (自らも引率中に飲酒)					1		
合計	2	1	2	1	4	4	3	1